

公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

## 令和7年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

1 開催日時 令和7年9月2日（火）午後1時30分から午後3時20分

2 開催場所 浜松市口腔保健医療センター 講座室

3 出席状況

種別	人数	氏名等
委員	42	柴田 昌幸 浜松市警察部
		山本 晃久 静岡県弁護士会浜松支部
		一條 典之 静岡地方法務局浜松支局
		河合 洋子 浜松市人権擁護委員連絡協議会
		多々内友美子 浜松市医師会(産婦人科医会)
		村山 恵子 浜松市医師会(小児科医会)
		大嶋 正浩 静岡県精神神経科診療所協会
		貴志 章代 浜松市歯科医師会
		野寄 秀明 浜松市薬剤師会
		齋藤 由美 浜松市助産師会
		杉山 晴康 浜松市民生委員児童委員協議会 <欠席>
		中村 勝彦 浜松民間保育園長会
		前田美知代 浜松市私立幼稚園協会
		松本 知子 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等)<欠席>
Zoom	24	徳田 義盛 浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(児童養護施設)
		中村 正剛 浜松市里親会 <欠席>
		久野 友広 浜松市児童家庭支援センター
		後藤翔一朗 浜松市障がい者基幹相談支援センター
		野田 志保 こども家庭部長(要保護児童対策地域協議会会長)
		池田 健人 こども家庭部児童相談所(所長)
		園田 俊士 こども家庭部こども若者政策課(課長)
		金原 正剛 こども家庭部幼保支援課(課長)
		渡邊 仁 こども家庭部幼保運営課(課長)
		横井 通文 こども家庭部中央福祉事業所児童家庭課(課長)
参加	13	北村 聰 健康福祉部浜名福祉事業所社会福祉課(課長)
		芦澤 信之 健康福祉部天竜福祉事業所社会福祉課(課長)
		小笠原雅美 健康福祉部健康増進課(課長)
		柴田多美子 健康福祉部障害保健福祉課(課長)
		二宮 貴至 健康福祉部精神保健福祉センター(所長) <Zoom参加>
		中村その子 健康福祉部中央健康づくりセンター(所長) <Zoom参加>
Zoom	11	坂本田佳子 健康福祉部浜名健康づくりセンター(所長) <Zoom参加>

	櫻井 政男	健康福祉部天竜健康づくりセンター（所長）<Zoom 参加>
	河合多恵子	健康福祉部中央福祉事業所社会福祉課（課長）<Zoom 参加>
	小椋 雅彦	健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第一課（課長）<Zoom 参加>
	山本 隆久	健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第二課（課長）<Zoom 参加>
	吉山 幸洋	学校教育部指導課（課長）
	中村 美紀	市民部UD・男女共同参画課（課長）<Zoom 参加>
	小山 東男	こども家庭部子育て支援課（課長）
	仲谷 美樹	こども家庭部子育て支援課（家庭支援担当課長）
	平野 聖枝	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）<Zoom 参加>
	佐々木美香	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）<Zoom 参加>
	鈴木真知子	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）<Zoom 参加>

#### 4 次第

- (1) 開会
- (2) こども家庭部長挨拶
- (3) 構成機関の紹介
- (4) 議事

##### 【公開】

##### 《報告》

- ア 令和6年度 浜松市における児童相談対応の状況について
- イ 令和6年度 要保護児童対策地域協議会について
- ウ 浜松市児童虐待防止対策の推進について
- エ 令和6年度 はままつオレンジリボン運動活動報告書について
- オ 要保護児童対策地域協議会ハンドブック作成ワーキングについて
- カ 支援対象児童等への支援における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携について

##### 《協議》

- (5) その他・連絡事項

- (6) 閉会

#### 5 会議録

1開会 事務局	令和7年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 (資料確認) 事前に資料を送付させていただいている。 (会議成立の確認) 専門委員18名のうち15名の出席を確認。 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第7条第2項に基づき、委員の過半数が出席のため、会議が成立していることを報告する。
------------	---

	それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長より挨拶を申し上げる。
<b>2 挨拶</b> こども家庭部長	<p>皆様方には、日頃から本市の児童福祉政策の推進に多大なるご理解ご協力をいただき、感謝申し上げる。</p> <p>当協議会は児童福祉法に基づき、地域の要保護児童の適切な保護と要支援児童および特定妊婦への適切な支援を図るために、児童福祉に関する職務に従事されている関係の皆様方にお集まりいただき、協議する協議会である。</p> <p>支援対象児童の健やかな成長を願い、多くの関係機関の皆様に支援を検討いただいている。その中でも代表者会議は、要支援対象児童等の支援に関する全体的なところの検討や要保護児童対策などについて検討する場となっている。</p> <p>本日も忌憚のない意見をいただければと思う。</p> <p>さて、本市では、本年4月に浜松市こども計画を策定した。この計画は、国こども大綱を踏まえ、全てのこども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さない社会の実現を目指すものである。</p> <p>基本理念として、「全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松」を掲げていて、それに基づいて政策を進めている。支援団体など、関係する皆様方との連携であったり、協働であったりするところが不可欠となっている。</p> <p>本日の議題の中には、要保護児童対策地域協議会のハンドブック作成や、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携というものがある。</p> <p>いずれの報告も、関係機関の皆様との連携がキーワードになっていて、行政のみならず、地域の様々な団体における支援についても情報提供をいただくことで、浜松市ならではの「地域でこどもを見守るネットワークづくり」ができればと考えている。</p> <p>本日は様々な立場から意見をいただくとともに、今後もより一層の皆様方のご理解ご協力をお願いする。</p>
<b>3 構成機関の紹介</b> 事務局	<p>それでは、次第3の「構成機関の紹介」に移る。</p> <p>名簿順に所属機関名とお名前の自己紹介をお願いしたい。</p> <p>(委員の自己紹介)</p> <p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>市の関係部署については、お手元の委員名簿を確認願いたい。</p>
事務局	<p>本会議は浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条及び第7項の1項の規定により、会長であるこども家庭部長が議長を務めることとされている。</p> <p>ここからは、部長に議長をお願いする。</p>
会長	<p>議事に入る前に、会議の公開について、委員の皆様にお諮りする。本日の会議であるが、個人情報を扱う案件はないので、議事は公開とするが、よろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<b>4 議事</b> (1)報告 会長	<p>それでは、次第の4の議事に従って進行していく。</p> <p>報告のアからエまで、事務局の子育て支援課から一括して説明をさせていただく。ウについては、担当課からの報告になる。</p>
事務局 こども若者政策課	<資料1～4に沿って説明>

児童相談所	
会長	内容について、ご意見ご質問等をお願いする。
委員	様々な施策を進めていただいていることを大変ありがたく思う。24ページの児童相談所の習い事等支援事業の実施であるが、対象年齢を引き下げていく方向性はとてもありがたい。市全体のこどもたちへの習い事支援については、年齢の引き下げの方向性で検討いただいているのか、教えていただきたい。
事務局	施設のこども以外では、小学4年生から6年生まで、去年の10月から生活保護受給世帯と児童扶養手当の全支給の経済的に困窮されている方を対象にしている。 来年度に向けては、施設のこどもと同じように、年令の引き下げを検討している。 今後、どのように制度設計していくか、検討していただきたい。
委員	ぜひ、年令の引き下げ及び金額の引き上げをお願いしたい。お願いしようと思ったが、敷居が高くてできなかつたという声も聞いているので、制度の使いやすさということに関しても一歩踏み込んでご検討いただければありがたい。
委員	3ページの(3)「種類別に見た虐待相談対応件数」で、警察からの通告で圧倒的に数を占めているのが心理的虐待である。私も警察署で勤務していて、早期の段階で通告すべきことだと思うが、警察から通告や相談を受ける段階で、こうしてほしいということはあるか。
児童相談所	警察からの通告に関しては、本当に幅広く通告をいただいているという認識である。児童相談所に現職警察官が配置されていて、各警察署との連絡調整も随時行っている。何か不都合があれば、その都度対応をお願いしている。最近は、通告者の情報について、これは秘匿してほしいというような細かい部分についても警察署の方と話し合いをしている。こちらからお願いすることがあったら、その都度お話をさせていただきたい。今は、特にお願いすることはない。
委員	市内の警察署との連絡調整も任務として担っているので、また連絡していただければ対応する。
委員	前回の代表者会議で、要対協の管理ケースから外れた後、再度管理ケースになる割合が出ていたかと思うが、その後はどのように対応していくのか。
事務局	要対協の終結後にまた再発してしまうことがあり、民生委員・児童委員との連携の中で検討したいと考えているところであるため、後ほどの議題で少し説明させていただく。
委員	児童委員からの通告が児童相談所は0なので、家庭児童相談室への通告があるかと思った。家庭児童相談室も、児童委員からの通告が0ということだが、それはどうしてか。
児童相談所	児童委員が絡んでいるケースは何件かあるかと思う。ただ、児童委員が直接、児童相談所や家庭児童相談室へ通告していただく前に、おそらく保健師などに相談をされている可能性があるかと思う。 区の家庭児童相談室というよりは、保健師や周りの機関に連絡をされて、その後、児童相談所に相談をされている可能性がある。
委員	しかし、ルートとすると、相談支援センターに児童委員が相談するかもしれない。家庭児童相談室が身近だと思うが、そのあたりの連携がうまくいっていないのか、そ

	れとも説明があったように、明らかに別ルートが確立しているのか教えていただきたい。
中央福祉事業所 児童家庭課	児童委員は、すでに学校に相談していて、スクールソーシャルワーカーから家庭児童相談室に相談がきたり、地域ではこどもと関係機関がつながったり、その中で通告や連絡がくることがある。直接、児童委員からの通告というより、その地域の中のどなたかが通告してくださることが多い。
委員	児童委員は他の人に相談をしていると考えればいいか。
中央福祉事業所 児童家庭課	そのとおり。児童委員から直接学校に相談がいって、学校のスクールソーシャルワーカーと繋がり、学校経由で連絡がある。地域の繋がりがあると思う。
会長	続いて、報告オの要保護児童対策地域協議会ハンドブックの作成ワーキングについて、子育て支援課から説明する。
事務局	<資料5に沿って説明>
会長	ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問をお願いする。
委員	<p>このハンドブックの中に、例えば、18歳到達以降の支援体制の引き継ぎのような話題は入ってくると思っている。年を重ねただけでなかなか解決するものではないので、場合によっては、障害者虐待の体制に移行するような視点で、このハンドブックにも落とし込めるとよい。</p> <p>障害の自立支援協議会で、今年度、こどもの移行期の支援体制に関するワーキングを行う予定であるので、そちらとも協働しながら、そこでの議論をこの仕組みに落とし込めるとよい。</p>
事務局	今年度、障害福祉に関連する機関と一緒に、18歳以降の障害のある方の繋ぎをきっとワーキングの中で詰めていく予定になっている。ハンドブックの中にそこでの意見を取り入れながら、記載できたらよいと思っている。
委員	<p>24ページの習い事支援のことである。部活動等が地域移行していくことになると思うが、家庭への支援、施設や里親に預けられているこどもたちへの支援が検討されていたら教えていただきたい。</p> <p>個別ケース検討会議の北エリアの回数がとても減っているが、なぜか。</p> <p>ショートステイや一時保護など、支援にあたっている児童養護施設が個別ケース検討会議に呼ばれたことがない。清明寮に聞くと、1回だけ呼ばれたことがあるということである。個別ケース検討会議にも積極的に参画できればよい。</p> <p>個別ケース検討会議では、通っている保育園や幼稚園、学校のスクールソーシャルワーカー等も参加するなど、重篤なケースもあるようなので、もっときめ細かにやつたらどうか。その際、個人情報の関係もあるが、Zoomのように参集しなくても参加できるものがあるので、セキュリティ機能が高いツールがあればぜひ検討してほしい。</p> <p>もう一つ、地域の家庭養育優先ということで、家庭への支援をどうしていくかということについてである。ショートステイは国も非常に重要なとらえていて、虐待を防止する機能が非常に高いと考えられている。そのショートステイの受け皿が十分かというと、必ずしも十分ではない。例えば、児童養護施設で預かるこどもはある程度、要対協等で幅広く支援の裾野を広げるとともに、そこの機能分化みたいなことも計画的にやらないといけない状況が来ているだろう。もちろんショートステイ家庭の創設</p>

	<p>とか、里親によるショートステイのようなことも制度としてできているので、浜松市でもぜひ積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>先ほど親子関係形成支援事業があったが、他のメニューとして子育て世帯訪問支援事業、親子再統合支援事業、妊産婦生活援助事業など、メニューが出てきているので、ぜひ浜松市でも積極的に事業採択をしていただきて、子育てにあたっている親が安心して子育てができる、何かあったときには気軽に頼めるというような体制をいかに作っていくかということが、重篤なケースを減らしていくことに繋がると思う。児童養護施設でやってほしいこと、こども園でやってほしいことがあれば、積極的に検討していただきたい。</p>
会長	後ほど、質問の回答をさせていただく。ハンドブック作成の件に関しては、他にござ意見ご質問はよろしいか。
委員	ハンドブックの作成はとてもありがたいと思っている。対象者が要対協の実務者会議に出ている者だけという形をもう少し広げていく方向性はないのか。団体を代表して出ている人が多いと思う。例えば、児童委員をやっている方に伺うと、代表はもちろん出てはいる。それを末端の委員の人たちに教育してほしいが、そういう教育の機会がなくて、そのためにあと一歩が踏み出せないでいる児童委員が周りに見られる実態がある。先ほど委員が指摘したように、児童委員や主任児童委員から全く通告がないことは、やはり一歩も動けないでいる方がいるということである。その現実を把握した上で、ハンドブックを作る過程で、ぜひその末端の動けないでいる方が動けるようにするための方向性を検討していただきたい。
事務局	地域での一番身近なところで支援してくださる方たちに伝わるように、今後検討させていただく。
会長	続いて、報告力の支援対象児童等への支援における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携について、子育て支援課から説明をお願いする。
事務局	<資料6に沿って説明>
会長	ござ意見ご質問等があつたらお願いする。
委員	<p>当院の若年の特定妊婦で、シングルであり、親や兄からの虐待を受けていて、パニック障害もあって、貧困もあって、生活保護等を勧められても拒否し、保健師が支援しても拒否して、心配な方がいた。</p> <p>いろいろなことがあって転院になったが、今は良い感じの報告をいただいた。拒否をするような方を助けてあげられたらよいと思うので、各機関が連携・協力いただきたい。</p>
委員	いろいろな話が進んでいて、本当にありがたく思う。民生委員・児童委員の存在は大きいと思っていて、残念なことは、彼らへのバックアップがなかなかないことである。困ったときにどこに相談していいか分からず。30何年、診療所を開いてやっていると、結構困り感が聞こえてくる。東障がい者相談支援センターを担当したときに、とにかく民生委員・児童委員と連携するようにという方向性を示して、徹底してやってきた。しかし、相談できないケースや宙に浮いているケースがよくあり、我々は積極的に関わることをずっとやっている。しかし、一医療機関だけではなかなかできないので、民生委員・児童委員が困ったときに相談できたり、地域の医療機関や福祉機

	<p>関などと連携できたりするような活動をしてもらえると、要対協の管理ケースから外れて見守りを依頼されたときも、スムーズに情報が上がってくることになると思う。</p> <p>管理ケースから外れるときに、移行期間があつたり、少し見守りもしながら移行していったり、グレーな期間みたいなものがあるとよい。管理ケースから外れると、もう進行管理から外れていますと言われて、地域で関与している人は見捨てられたみたいな気分になることはよく聞く話である。グレーの時期が必要だと思う。</p>
事務局	<p>地域の病院や福祉機関、あとは要対協のメンバーや民生委員・児童委員の繋がりは本当に大事だと思うので、何らかの形で検討していきたい。</p> <p>あと、要対協管理から外れるときの見守りへの移行も検討課題だと思っているので、今後考えていきたい。</p>
委員	<p>民生委員・主任児童委員においては、さまざまな活動をしていただいている、本当に素晴らしいと思っている。</p> <p>現状として要保護児童に関わる際に、どの機関がどのように関わっているのか分からぬ状況で受け入れていることが多い。実際に個別ケース検討会議に参加したこと無ければ、加盟園が出席したという話を聞いたこともない。</p> <p>以前は実務者会議に、当団体が参加していた際には、ある程度、要保護児童への対応状況が把握でき、各団体としての取り組みについて話し合う機会もあった。だが、現在はそのような場が全くなく、代表者会議の中で「このように動いている」という結果だけを知る状況にとどまっている。もう少し、民生委員だけでなく関係機関全体で、「この子どもにとってどのような関わりをしていくのか」「何かあった場合にはどのようにつなげていくのか」といったことが分かるようになるとよい。</p> <p>私自身、1期のみではあるが主任児童委員を務めた。その際には、民生委員から直接相談を受け、関係機関と共に一緒に対応したケースもある。ところが今は、主任児童委員や民生委員が誰に、どのような形で関わっているのか、実際には分からぬ状況である。</p> <p>関係者それぞれがどのように関わっていて、どのような場面で誰に相談すればよいのかが分かってくると、要対協で終結した後も困ることなく過ごせるのではないかと思うし、関係機関としても困らないのではないかと思う。そのような機会や情報をいただけたとありがたい。</p>
委員	<p>今、出ていたお話がまさしく個別ケース検討会議だと思う。</p> <p>個別ケース検討会議で、進行中のときからケースを共有し、どういう状況かを把握し、役割分担がされている。</p> <p>そうすると、終結した後も、ここはフォローしようと役割分担をして、皆が実施できることが可能になると思う。</p> <p>質問であるが、在宅指導措置の委託、これが義務的経費になった。私の児童養護施設もそうであるが、要対協で重篤なケースでも在宅での見守り体制、状況把握を民間に委託できる。行政だけでやらなくてもいいということになって、民間に委託した場合に、経費については補填されることがスタートしていると思う。ぜひそのような制度も積極的に活用しながら、地域にある社会資源に委託をしながら、見守り体制をもつていくことはぜひ進めてほしい。それは検討されているか。</p>

児童相談所	在宅指導委託に関しては、過去に児童家庭支援センターへの委託の実績がある。最近はないので、関係機関を活用できる機会があったら、積極的に活用していきたい。
事務局	資料6については、本日、民生委員の代表の委員が欠席のため、本日出た内容については、後日報告をさせていただきながら相談して進めていきたい。
会長	<p>それでは、協議に移らせていただく。</p> <p>先ほど委員から質問のあった件で、14ページの個別ケース検討会議の状況の中で、北エリアの数が少ないことに対して、浜名福祉事業所社会福祉課より説明をお願いする。</p>
浜名福祉事業所 社会福祉課	私もこの回数は極端に少ないという印象をもち、現場に確認をした。この統計では、3機関以上が集まって開催した会議を計上することになっている。北エリアで扱った案件が、2機関での会議や連絡調整のための機関訪問で対応できたため、昨年に比べ、回数が少なかったということだった。
委員	指針でもなるべく広く情報共有することが肝要であるということで示されていると思うので、その家庭を取り巻いている関係機関が広く情報共有できる機会を作っていただけたとありがたい。
会長	報告させていただいた内容、他にも要対協のシステムなどを含め、ご意見などがあったらお願いする。
委員	<p>先ほど出ていた終結ケースの地域への移行の件であるが、学校でも把握されていないことがあって、要対協に入って見守りをしていただいている間はすごく安全安心であるが、終結したという情報が誰も把握をしていない場合が地域の中であるようである。</p> <p>学校の先生方への周知は、学校にもスクールソーシャルワーカーが配置されているので、スクールソーシャルワーカーからの情報があるはずということだが、現実には、スクールソーシャルワーカーは学校の先生方から依頼されたケースしか関われないという現状がある。スクールソーシャルワーカーもしばしば代わったり、地域との繋がりが必ずしもうまくいっていないかったりする現状をよく聞いている。そうしたことを考えると、要対協の終結ケースについての情報は、関係機関全員が共有できるようなシステム、ここにアクセスすれば分かるというようなシステムにしていただけたとありがたい。</p> <p>もう1点。要対協のケース、地域ごとによって背景がずいぶん異なっている。精神疾患が多い地域、多子世帯が多い地域、おそらく外国人の割合も地域によってかなり差がある。</p> <p>それぞれによって対応の仕方をえないといけない要素はとてもあると思うので、巻き込むべき機関も代わってくるのではないかと推測する。それらのことも政策を考える上で検討していただきたい。何よりも中央エリアの対象者が多過ぎる。1回にこれだけのケースを検討するということは、参加者の集中力も続かないだろうし、そのこどもたちに何が必要なのかというようなことまで考える余裕がないのではないか。私は出たことはないので分からぬが、回数を増やせばいいということではない。本当に重要なケースに支援が届いていないことをしばしば聞くので、今後に向けて体制を考えていただけたらありがたい。</p>

	毎年、本当にたくさんの政策を新たに考えて進めてくださっている割には、支援が届いていない子どもの話をよく周りから聞く。ご検討いただきたい。
児童相談所	<p>先ほど、委員からの質問、個別ケース検討会議に児童養護施設が呼ばれていないということについて、回答させていただく。</p> <p>先般、静岡県児童養護施設協議会においても、児童養護施設も個別ケース検討会議に必ず参加をというようなお話をいただいている。</p> <p>そのお話をいただきいて、すぐに児童相談所の総合会議で周知徹底を図ったところである。今後も呼ばれていないということがあったら、言っていただければ、その度、周知徹底を図っていく。</p>
指導課	<p>先ほど委員から、部活動の地域展開の件で質問をいただいたので、回答させていただく。</p> <p>部活動の地域展開については、ただ今、地域活動協議会という協議会を進めていて、令和8年9月から地域展開していく予定でいる。休日の部活動の地域展開なので、平日の部活動はそのまま残る。地域展開をしていくために、まずは受け入れてくださる受け皿や指導者など、地域展開できるように協議を進めているところである。</p> <p>これまで土日に部活動で活動をしていたこどもたちが地域展開することによって、活動ができなくなってしまうということは、決して起こしてはいけないことである。例えば、受益者負担、どうしても会費を集めようになってしまい可能性が高いので、生活困窮世帯のこどもが困らないように、公的支援がどのような形ができるか、検討しているところである。里親や児童養護施設のこどもたちも、引き続き活動ができるように検討していきたい。</p>
委員	ハンドブックの参考資料を添付していただいたが、各構成機関の役割や取組については、内容がかなり前のものになるので、どのように修正していくか、今後、事務局から連絡がくることによろしいか。
事務局	改めて修正していただくよう依頼する。
委員	<p>先ほど、資料3で、今年度から意見表明等支援事業が始まるという話があった。私は児童家庭支援センターを代表して出席させていただいているが、実は、一般社団法人こどもアドボカシーセンター浜松というものが設立されていて、私はそこでも活動している。その意見表明等支援事業は、国の政策として、昨年から実施している。浜松市は、今年度からアドボカシーセンター浜松に委託し、実施しているところである。新しい事業で、私も昨年から研修を受けてきたが、この取り組みになかなか馴染めなかつた。子どもの支援をしていくときに、アセスメントをして最善の利益を考える癖がついている。ところが、意見表明等支援員であるアドボケイトは子どもの声を聞いてマイクの役割、子どもを主体にし、子どもの声をいかに伝えていくか、子どもの意向に沿って伝えるか。子どもの意見が間違っていると思っても、それは出さない。「そう思っているんだね。それで、どのように伝えようか。」と声掛けをしていく活動である。この事業は子どもの声をそのまま伝える事業であり、新しい制度である。</p> <p>そういう役割の意見表明等支援事業が国で制度化され、進められているということをご紹介いたします。</p>
会長	この件に関して、浜松市でも条例制定に向けて検討しているところである。またご

	意見があれば、教えていただきたい。
委員	たくさんの新しい事業も始まるということで、とても期待をしている。実際に虐待に遭っているこどもたちだけでなく、浜松市の活動の中で、予防目的で要対協に上げている家庭が他の市町村より多いのではないかと思っている。そこに、助産師会も支援員として参加させていただいている。その結果、虐待にまでいかなくてすんでいるお宅があるのではないか。虐待が1件でも2件でも減ってくれるとよい、このままうまく子育てをしていってもらえるとよいと思っている。虐待をさせないための会議だと思っているので、できるだけ予防というところでやっていけるとよい。新しい事業で、親子関係形成事業も予防になっていくと思う。そこに、産後ケアのことも入ってくると思うが、やはり母子分離をさせることが産後ケアの目的ではないことや、他の事業との関連性も今後考えていただけるとよい。
会長	<p>本日は、様々な立場で意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>要保護児童対策地域協議会は、保護が必要なこども、支援が必要なこどもに、それぞれ皆さんが関わっていただき、本当に熱い思いの中でやってくださっていることをとても感じた。支援が必要なのに繋がっていない、保護が必要なのに繋がっていないこどもを、私たちは何とか見つけ出したり、何とか支援に繋げていったりしなければいけないと感じている。</p> <p>最初の挨拶で申し上げたが、浜松市こども計画を策定する中で、基本理念というのが、「全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松」であり、全てのこども・若者がというところが肝だと思っている。1人も残さないようにいろいろな事業をやりながら見つけていきたい、支援も適切にしていきたいと思っている。まだ周知が足りないという意見もあったので、しっかり丁寧に広げていきたいと思う。今後も協力をいただきたい。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
<u>5 その他・連絡事項</u>	委員の皆様、本日は貴重な意見をありがとうございました。
事務局	<p>最後に事務局から1点、事務連絡をさせていただく。</p> <p>次回の代表者会議は、来年の2月下旬から3月上旬の開催を予定している。日程が決まったら、連絡をさせていただく。</p>
<u>6閉会</u> 事務局	それでは、以上をもって、令和7年度第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を閉会する。